日調連発第１４１号
平成２９年９月１２日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

住民票の写し等の交付に係る本人通知制度の実施について（参考送付）

この度、長崎会から別添のとおり、下記地方公共団体において標記制度が実施される旨連絡がありましたので、参考までに送付します。

記

五島市（長崎県）　　平成２９年１０月１日から

長調発第４９号
平成２９年９月１日

日本土地家屋調査士会連合会
会長　岡田　潤一郎　様

長崎県土地家屋調査士会
会長　船津　　学

五島市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度実施要綱の実施について

平素より本会の会務運営につきましては、特段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、長崎県五島市より別添のとおり、標記制度が平成２９年１０月１日より別紙のとおり実施される旨連絡がありましたので、お知らせします。

以上

受付
29.9.4
日調連

２９五市第１１２５号
平成２９年８月３０日

長崎県土地家屋調査士会　御中

五島市長　野　口　市太郎

五島市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度実施要綱の施行について

このことについて、五島市では住民票の写し等の交付に係る不正請求の抑止を目的に、別添のとおり本人通知制度を実施いたします。

この要綱については、平成２９年１０月１日施行となり、現在、事前登録等の手続きに係る準備作業を進めております。

つきましては、住民票の写し等の不正取得による個人の権利の侵害防止のため、制度の趣旨について、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

五島市市民生活部市民課
戸籍住基班　前川
電話　0959-72-6112
FAX　0959-74-1375

五島市本人通知制度のご案内

～　証明書を第三者に交付した場合、事前に登録した方にお知らせします。～

本人通知制度とは？

五島市では、平成２９年１０月から住民票の写し等の交付にかかる本人通知制度を実施します。

この制度は、住民票や戸籍などの証明書を代理人や第三者に交付した後に、そのことを事前に登録した方へお知らせする制度で、証明書の不正請求を抑止し、不正取得による人権侵害を未然に防止することを目的としています。

※この制度は、第三者から証明書の請求があった際に、交付の可否を登録した方に確認したり、請求者の住所・氏名などをお知らせする制度ではありません。

また、通知の対象は登録した方本人の証明書を第三者に交付した場合に限ります。

（同じ証明書に記載されている方でも、登録をしていなければ対象となりません。）

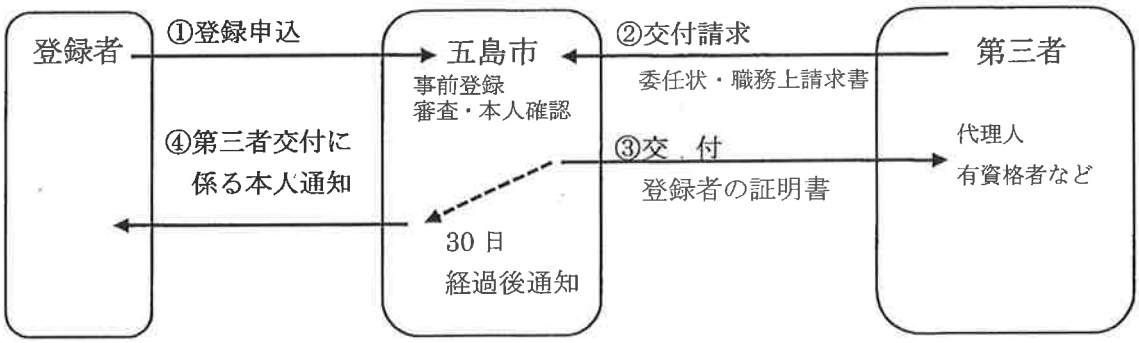

本人通知制度の登録について

登録対象者	五島市に住民登録または戸籍の本籍がある方のうち、登録を希望される方 ※過去に住民登録、本籍があった方を含みます。 ※国外在住の方、既に亡くなっている方の分は登録できません。
登録に必要なもの	○本人通知制度登録申込書（市民課、支所、出張所に設置） ※ホームページから様式をダウンロードすることもできます。 ○本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証など） ※代理人が来庁の際は委任状などの権限確認書類と代理人の本人確認書類
登録場所	市民課、支所、出張所 （郵送でも申込できます。詳しくは市民課までお問い合わせください。） ※登録、通知にかかる手数料はかかりません。

第三者とは？

住民票の写しは本人と同世帯の方、戸籍や戸籍の附票は戸籍に記載されている方やその配偶者、直系の方は理由なく請求できますが、住民基本台帳法や戸籍法の規定に基づき、代理人や正当な理由がある第三者も請求ができ、交付を受けることができます。

○　本人等の代理人

本人等から委任状などにより委任された者による請求

○　第三者

特定事務受任者（有資格者）による職務上請求

（弁護士・司法書士・土地家屋調査士・税理士・社会保険労務士・弁理士・海事代理士・行政書士）

その他、正当な理由がある第三者

※なお、公用（国や地方公共団体からの）請求や疾病の学術研究を目的とした請求は、通知の対象外です。

対象となる証明書

○住民票の写し（本籍、国籍記載のもの）　○戸籍謄本・抄本　○戸籍附票の写し

※ 改製されたもの、除票・除籍も含みます。

交付に係る通知書

申込後、登録した方の証明書を第三者に交付した場合、交付日から30日を経過した後、交付に係る通知書を登録者の住所へ郵送します。通知書でお知らせする事項は次のとおりです。

○ 交付年月日

○ 交付した証明書の種別（住民票の写し、戸籍謄本・抄本、戸籍附票の写しなど）

○ 交付通数

○ 交付請求者の種別（本人等の代理人・第三者）

・通知書では、証明書の請求者の氏名や住所等の個人情報は通知されません。

・証明書の交付申請書は、五島市個人情報保護条例に基づき、本人が開示請求をすることができますが、開示が認められた場合でも、規定の範囲内での情報が開示されることになり、請求者の個人情報は原則非開示となります。

その他

○住所・本籍などの登録した事項に変更が生じた場合、登録を廃止したい場合は届出が必要です。

○登録した方には３年毎に五島市から登録についての確認通知を郵送します。

○登録に期限はありませんが、登録した方が次に該当した場合、登録が抹消となります。

・登録した方の住所が五島市で把握できない場合（五島市から登録した方への通知が返戻された場合）

・登録した方が亡くなったり、失踪宣告を受けた場合

・登録した方が国外に転出した場合

・登録した方が住民票から職権消除された場合

・対象となる証明書の保存期間が満了した場合

五島市役所　　市民課　戸籍住基班
〒853 - 8501　五島市福江町１番１号
電話番号　0959-72-6112

五島市告示第１０３号

五島市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度実施要綱を次のように定める。

平成２９年８月３０日

五島市長　野　口　市太郎

五島市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号。以下「住基法」という。）又は戸籍法（昭和２２年法律第２２４号）の規定により住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前に登録をした者（以下「登録者」という。）に対し、その交付の事実を通知する制度（以下「本人通知制度」という。）を実施することにより、住民票の写し等に係る不正請求を抑止することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

(1)　住基法の規定による住民票（同法第７条第５号に規定する記載事項又は同法第３０条の４５に規定する国籍等が記載されているものに限る。以下同じ。）の写し、消除された住民票の写し、戸籍の附票の写し及び除かれた戸籍の附票の写し

(2)　戸籍法の規定による戸籍の謄本又は抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本又は抄本、除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書及び磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面

２　この要綱において「第三者」とは、次に掲げる者をいう。

(1)　住基法第１２条第１項又は第２０条第１項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人

(2)　住基法第１２条の３第１項若しくは第２項又は第２０条第３項若しくは第４項の規定により住民票の写し等が必要である旨の申出をする者

(3)　戸籍法第１０条第１項（同法第１２条の２において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人

(4)　戸籍法第１０条の２第１項又は第３項から第５項まで（同法第１２条の２において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等を請求する者

（登録対象者）

第３条　本人通知制度の対象となる者は、登録の申込の日において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　住基法の規定により本市の住民基本台帳又は戸籍の附票に記録され、又は記載されている者（消除された住民票又は除かれた戸籍の附票に記録され、又は記載されている者を含む。）

(2)　戸籍法の規定により本市の戸籍に記録され、又は記載されている者（除かれた戸籍に記録され、又は記載されている者を含む。）

２　前項の規定にかかわらず、国内に住所を有しない者、死亡した者又は失踪の宣告を受けた者は、本人通知制度の対象としない。

（登録の申込み）

第４条　本人通知制度の利用を希望する者（以下「申込者」という。）は、あらかじめ、住民票の写し等の交付に係る本人通知制度登録申込書（様式第１号）により、市長に登録の申込みをしなければならない。

２　前項の場合において、申込者は、本人による申込であることを証するため、次の各号のいずれかの書類を提示しなければならない。

(1)　運転免許証

(2)　個人番号カード

(3)　旅券

(4)　その他官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書等で、本人の顔写真が貼付されたもの

３　前項の規定にかかわらず、申込者がやむを得ない理由により前項の書類のいずれも提示できない場合は、市長が適当と認める方法により、本人であることを確認するものとする。

４　第１項の規定による申込を代理人により行う場合は、当該代理人に係る第２項に定める書類のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示しなければならない。

(1)　法定代理人　戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類（本市に備

え付けられた公簿等の記載により当該事実が確認できる場合を除く。）

(2)　法定代理人以外の代理人　委任状

5　第１項の規定による申込をしようとする者は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者又は同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便においても申込をすることができる。

6　前項の場合（第７条第２項で準用する場合を含む。）における第２項の規定の適用については、同項中「書類を提示しなければならない」とあるのは「書類の写しを提出しなければならない」とする。

（登録等）

第５条　市長は、前条の規定による申込の内容が適当であると認めるときは、住民票の写し等の交付に係る本人通知制度登録者名簿（様式第２号。以下「登録者名簿」という。）に氏名、住所その他必要な事項を登録するものとする。

2　前項の規定による登録は、申請を受け付けた日の翌日（その日が休日（五島市の休日を定める条例（平成１６年条例第２号）第１条第１項に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）に行うものとする。

3　前項に規定する登録者の登録期間は、無期限とする。

4　市長は、第１項の規定により登録者名簿に登録したときは、本人通知制度新規登録完了通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（登録の確認）

第６条　市長は、その登録された事項を確認するため、３年に１回登録者に対し当該登録された事項を通知するものとする。

（登録の変更等）

第７条　登録者は、その登録した内容に変更が生じたとき、又はその登録を廃止しようとするときは、住民票の写し等の交付に係る本人通知制度登録変更・廃止届出書（様式第４号）により、市長に届け出なければならない。

2　第４条第２項から第５項までの規定は、前項の規定による届出について準用する。

3　市長は、第１項の規定による届出の内容が適当であると認めるときは、登録者

名簿における当該事項について修正し、又は抹消するものとする。

（登録者への通知）

第８条　市長は、登録者名簿に登録した日以後に第三者からの請求により登録者の住民票の写し等を交付したときは、住民票の写し等の交付に係る通知書（様式第５号）により当該登録者に通知するものとする。ただし、市長が特別な事情があると認めたときは、この限りでない。

２　前項の規定による通知は、住民票の写し等を交付した日から起算して３０日を経過した日以後に行うものとする。

（登録の抹消）

第９条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録者に係る登録を抹消するものとする。

(1)　第７条第１項の規定による廃止の届出があったとき。

(2)　第７条第１項の規定による変更の届出を怠ったことにより、第５条第４項、第６条又は前条第１項の規定による通知書が返戻されたとき。

(3)　登録者が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

(4)　登録者が国外に転出したとき。

(5)　登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令（昭和４２年政令第２９２号）第１２条第１項の規定により住民票が職権消除されたとき。

(6)　登録者に係る消除された住民票、消除された戸籍の附票及び除かれた戸籍の保存期間が経過したとき。

(7)　その他市長が登録を抹消する必要があると認めたとき。

（雑則）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、本人通知制度の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

（施行日）

１　この告示は、平成２９年１０月１日から施行する。

（準備行為）

２　登録の申込に関し必要な手続は、この告示の施行前においても行うことができる。

様式第１号（第４条関係）

年　　月　　日

住民票の写し等の交付に係る本人通知制度登録申込書

（宛先）五島市長

届　出　者	住　所	
	氏　名	
	連絡先	
届出者の区分	１．本人　２．法定代理人　３．代理人	

五島市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度実施要綱第４条の規定に基づき、次のとおり事前登録を申し込みます。

通知を希望する者の氏名（住民票の写し等に記載のある者）	フリガナ		性　別	
	登録者氏名		男　・　女	
	生年月日	年　　月　　日		
住　　所				
本　　籍		筆頭者		
連　絡　先	電　話　　―　　―			

※申込を代理人が行う場合は、次の欄に記入してください。

申込者との関係	１．法定代理人　　２．法定代理人以外の代理人
フ　リ　ガ　ナ	
代 理 人 氏 名	
代 理 人 住 所	
代理人の連絡先	電　話　　―　　―

備考

１　各欄に必要事項を記入し、該当する番号に○印をつけてください。

２　次の書類を提出し、又は提示してください。

(1)　あなたが本人であることを証明する書類
（運転免許証、個人番号カード、旅券等）

(2)　あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）

(3)　あなたがこの届出に係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類（委任状等）

３　登録期間は、無期限です。

※五島市処理欄　○ここから下は記入しないでください。

（受付場所）　　□FAX 送信

来庁者確認	□本人　□法定代理人　□法定代理人以外の代理人			受付	確認	照合	入力		照合
	１点	□運転免許証　□個人番号カード　□旅券 □その他（　　）						住民票	戸籍附票	
公的身分証又は聴聞	２点	□保険証　□その他（　　） □聴聞（　　）※聴聞のみは不可	日付	／	／	／	／	／	／	
代理人権限確認	□委任状　□戸籍謄抄本　□登記事項証明書 □五島市端末（戸籍・住基）　□その他（　　）		担当							
端末確認	□住基に記載有　□戸籍に記載有（どちらかで確認）									

様式第２号（第５条関係）

住民票の写し等の交付に係る本人通知制度登録者名簿

No.	登録年月日	氏名	生年月日	性別	住所／本籍	連絡先（電話番号）	その他
1	年　月　日		年　月　日		住所 本籍		
2	年　月　日		年　月　日		住所 本籍		
3	年　月　日		年　月　日		住所 本籍		
4	年　月　日		年　月　日		住所 本籍		
5	年　月　日		年　月　日		住所 本籍		
6	年　月　日		年　月　日		住所 本籍		
7	年　月　日		年　月　日		住所 本籍		
8	年　月　日		年　月　日		住所 本籍		
9	年　月　日		年　月　日		住所 本籍		
１０	年　月　日		年　月　日		住所 本籍		
１１	年　月　日		年　月　日		住所 本籍		
１２	年　月　日		年　月　日		住所 本籍		

様式第３号（第５条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

五島市長

本人通知制度新規登録完了通知書

あなたの「住民票の写し等の交付に係る本人通知制度登録申込」を受付しましたのでお知らせします。

この通知に関しまして、ご不明な点がありましたら下記までお問い合わせください。

お問合せ先

様式第４号（第７条関係）

年　　月　　日

住民票の写し等の交付に係る本人通知制度登録変更・廃止届出書

（宛先）五島市長

届　出　者	住　所	
	氏　名	
	連絡先	
届出者の区分	１．本人　２．法定代理人　３．代理人	

五島市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度実施要綱第７条の規定に基づき、（事前登録の内容の変更・事前登録の廃止）を次のとおり届け出ます。

事前登録の内容の変更又は登録を廃止する者の氏名	フリガナ		性　別
	登録者氏名		男　・　女
	生年月日	年　　月　　日	
事前登録の内容を変更する場合			
変　更　前			
変　更　後			

※届出を代理人が行う場合は、次の欄に記入してください。

届出者との関係	１．法定代理人　　２．法定代理人以外の代理人
フ　リ　ガ　ナ	
代 理 人 氏 名	
代 理 人 住 所	
代理人の連絡先	電　話　　―　　―

備考

１　各欄に必要事項を記入し、該当する番号に○印をつけてください。

２　次の書類を提出し、又は提示してください。

(1)　あなたが本人であることを証明する書類
（運転免許証、個人番号カード、旅券等）

(2)　あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）

(3)　あなたがこの届出に係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類（委任状等）

３　登録期間は、無期限です。

※五島市処理欄　○ここから下は記入しないでください。

（受付場所）　　□FAX 送信

来庁者確認	□本人　□法定代理人　□法定代理人以外の代理人			受付	確認	照合	入力		照合
	１点	□運転免許証　□個人番号カード　□旅券 □その他（　　）					住民票	戸籍 附票	
公的身分証又は聴聞	２点	□保険証　□その他（　　） □聴聞（　　）※聴聞のみは不可	日付	／	／	／	／	／	／
代理人権限確認	□委任状　□戸籍謄抄本　□登記事項証明書 □五島市端末（戸籍・住基）　□その他（　　）		担当						
端末確認	□住基に記載有　□戸籍に記載有（どちらかで確認）								

様式第５号（第８条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

五島市長

住民票の写し等の交付に係る通知書

五島市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度実施要綱第８条の規定により、次のとおり証明書を交付したことを通知します。

交付年月日	年　　月　　日	
証明書の種別		
通数	通	
請求者の種別		
備考		

お問合せ先